

## 親権（管理権）届

親権とは、親が未成年の子を監護及び教育するために認められた権利及び義務をいいます。

その内容は、子の身上の監護に関するものと、財産の管理に関するものとに大別されます。

### ■親権者指定届（親権者の指定）

次の各場合において、協議によって親権者を定めることができないときは、父又は母の請求によって、家庭裁判所が協議に代わる審判を行います。

① 父母が協議上の離婚をするときは、父母の協議により、父母双方を親権者とするか父母のどちらか一方を親権者と定めなければなりません。

また、父母の離婚後に出生した子の親権については母が行いますが、父母の協議により、父母双方を親権者とするか又は父を親権者とすることができます。

※離婚届の場合は別途の届は不要

② 裁判上の離婚の場合は、家庭裁判所が、父母双方を親権者とするか父母のどちらか一方を親権者として定めます

※離婚届の場合は別途の届は不要

③ 婚姻関係にない父母間の子について、父が子を認知したときは、父母の協議により、父母双方又は父を親権者とすることができます。

④ 15歳未満の養子が離縁する場合に、養子の実父母が離婚しているときは、その協議で父母双方を親権者とするか父母のどちらか一方を親権者と定めなければなりません。

### ■親権者変更届（親権者の変更）

共同親権又は単身親権になった場合に、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を変更することができます。

### ■親権喪失届（親権の喪失）

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するときは、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、家庭裁判所は親権喪失の審判をすることができます。

### ■親権停止届（親権の停止）

父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、子、親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、家庭裁判所は親権停止の審判をすることができます。

### ■管理権喪失届（管理権喪失）

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、子、親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、家庭裁判所は管理権喪失の審判をすることができます。

### ■親権、管理権喪失取消届（失権審判の取消し）

親権又は管理権喪失又は親権停止の審判を受けた父又は母について、その審判の原因がやんだときは、本人又はその親族の請求によって、家庭裁判所は失権の審判を取り消すことができます。

### ■親権辞任届、親権回復届、管理権辞任届、管理権回復届（親権又は管理権の辞任・回復）

親権を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができます。

また、その事由がやんだときは、家庭裁判所の許可を得て親権又は管理権を回復することができます。

根拠法令	戸籍法第78条～第80条、民法第818条～第837条
届出期間	・親権者指定：届出をした日から法律上の効力が発生 ・親権者指定を除く親権の変更をするとき：調停の成立、審判の確定日から 10日以内
届出地	子又は父母の本籍地、届出人の所在地
届出人	・協議による親権者指定届：父母 ・審判又は調停による親権者指定届、親権者変更届：親権を行う父又は母 ・親権又は管理権喪失、親権停止取消届：審判を請求した者 ・親権又は管理権の辞任又は回復届：辞任又は回復しようとする者
必要書類	・届書：親権(管理権)届記入例は下記をご覧ください ・親権者指定届：調停によるときは、調停調書の謄本。 審判によるときは、審判書謄本及び審判確定証明書

<p>必 要 書 類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親権者変更届：調停によるときは、調停調書の謄本。審判によるときは、審判書謄本及び審判確定証明書</li> <li>・ 親権又は管理権喪失届：審判書謄本及び審判確定証明書</li> <li>・ 親権又は管理権喪失取消届：審判書謄本及び審判確定証明書</li> <li>・ 親権又は管理権辞任届：許可の審判書謄本</li> <li>・ 親権又は管理権回復届：許可の審判書謄本</li> <li>・ 戸籍全部事項証明書（届出先に本籍がないとき）</li> <li>・ 印 鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください）</li> </ul>
<p>そ の 他</p>	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <p>親権者には以下のケースがあります。</p> <p><b>■共同親権</b></p> <p>父母が婚姻をしている場合、離婚後も父母が共同して親権を行うと定めた場合は共同親権となります。</p> <p>※嫡出でない子が準正（婚姻又は認知により、嫡出子の身分を取得すること）された場合も、父母の共同親権となります。</p> <p>親権者を父又は母の単独親権に変更をする場合には、家庭裁判所での手続きを行わなければ、変更はできません。</p> <p>また、離婚によりいったん父又は母の単独親権となった後に父母双方の共同親権に変更する場合にも、家庭裁判所での手続きを行わなければ、変更はできません。</p> <p>家庭裁判所で親権者を変更するとき、調停もしくは審判が確定後、ただちに戸籍に記載するために、親権（管理権）届を提出する必要があります。</p> <p><b>■単独親権</b></p> <p>父母の一方が死亡、行方不明又は成年後見開始の審判を受けたこと等により、親権を行うことができないときは、他の一方が行うこととなります。</p> <p>父母が離婚するときに、父母のどちらか一方を親権者と定めた場合は、単独親権となります。</p> <p><b>■非嫡出子の場合</b></p> <p>嫡出でない子に対しては、母が親権を行います。</p> <p>※婚姻又は認知により嫡出子となった場合、父母の共同親権となります。</p>

<p>そ の 他</p>	<p><b>■養子の場合</b></p> <p>未成年の子が養子となった場合は、養親が親権者となります。</p> <p>養親が夫婦である場合には、その夫婦が共同して親権を行い、養親夫婦のうち一方が死亡したとき、又は離婚したときなどにおける親権者は、嫡出子の場合は、単独親権と同様になります。</p> <p>養親と実親が婚姻している場合には、養親と実親が共同して親権を行います。</p>
<p>関連の届出</p>	<p>離婚届</p>
<p>教 示</p>	<p>親権(管理権)届等の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てをすることができます。</p>

記入例（左側）

親権（管理権）届

令和8年6月1日届出

※実際の届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 第	令和	年	月	日			
				号			
	和	年	月	日			
				号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(フリガナ) 未成年者の 氏名	カスカベ	イチロウ					
	氏	名					
	春日部	一郎	令和7年10月17日生				
住所 (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市中央7丁目2番地1 ショウワハイツ102						
本籍	埼玉県春日部市金崎839番地1						
	筆頭者の氏名 春日部 太郎						
(フリガナ) 親権者(管理 権者)の氏名	カスカベ	タロウ					
	氏	名					
	春日部	太郎	昭和63年3月20日				
住所 (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市中央7丁目2番地1 ショウワハイツ102						
本籍	埼玉県春日部市金崎839番地1						
	筆頭者の氏名 春日部 太郎						
(フリガナ) 親権者(管理 権者)の氏名	ショウワ	ハナコ					
	氏	名					
	庄和	花子	平成3年3月20日				
住所 (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市中央6丁目2番地						
本籍	埼玉県春日部市中央6丁目2番地						
	筆頭者の氏名 庄和 花子						
届出事件の 種別	<input type="checkbox"/> 親権者指定 <input type="checkbox"/> 親権喪失取消 <input type="checkbox"/> 親権辞任 <input type="checkbox"/> 管理権喪失取消 <input type="checkbox"/> 管理権回復 <input checked="" type="checkbox"/> 親権者変更 <input type="checkbox"/> 親権停止取消 <input type="checkbox"/> 親権回復 <input type="checkbox"/> 管理権辞任						
	<input type="checkbox"/> 父母(養父母)の協議 <input type="checkbox"/> 許可の審判    年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 調停 令和8年5月20日成立 <input type="checkbox"/> 審判    年 月 日確定						
その他							

